

項目	特記事項	項目	アスベスト含有物の取り扱い	暴力団等不当介入に関する事項
27 工事用電力、水等	・本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等に要する費用は、受注者の負担とする。 ・市支給とする。ただし、構内既存施設より利用可能な範囲に限る。	1 一般事項	労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針（建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針）を遵守すること。 ・アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。	2 暴力団等による不当介入を受けたときの義務 （1）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報除措置要綱（平成20年四日市告示第28号）並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。 第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づき入札には、業務発注所属と協議を行うこと。 （3）(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づき入札参加資格停止等の措置を講ずる。
28 産業廃棄物税	本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本工事により生じた産業廃棄物税が課税対象となつた場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求する事ができる。 ・建設工事保険（管理財物担保特約に加入）（保険証券の写しを提出） ・請負業者賠償責任保険（保険証券の写しを提出） 加入期間は工事期間を原則とする。（必要に応じて延長するものとする。） 下記の制度について加入すること。 ・法定外労災補償制度（加入証明書を提出） 建設業退職金共済制度に加入し、掛金収納書を提出する。 共済証紙購入額 請負額（消費税含む）の0.5/1000以上 ただし、建設業退職金共済については請負額が500万円以上の場合とする。 ※1 他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。 ※2 契約変更により工事価格が上昇した場合は不足分を追加購入すること。	2 アスベスト含有建材の処理工事	アスベスト含有吹付け材の封じ込め処理 ・行方 ・行わない アスベスト含有吹付け材の囲い込み処理 ・行方 ・行わない アスベスト含有建材除去後の仕上げ ・行方 ・行わない 施工箇所及び工法 ・図示	< 権限に関する事項 > 学校敷地内はすべて禁煙とし、敷地周辺の路上等においても禁煙に努めること。 < 現場代理人に関する事項 > 工事製作期間中等に現場代理人の常駐を解除する場合は、その期間に応じた経費の減額変更を行う。 < 随時検査 > 設計金額3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第8条第6項の規程により発注者が随時検査を求めた場合、監督員の指示に従い受検すること。
29 工事の保険	・建設工事保険（管理財物担保特約に加入）（保険証券の写しを提出） ・請負業者賠償責任保険（保険証券の写しを提出） 加入期間は工事期間を原則とする。（必要に応じて延長するものとする。） 下記の制度について加入すること。 ・法定外労災補償制度（加入証明書を提出） 建設業退職金共済制度に加入し、掛金収納書を提出する。 共済証紙購入額 請負額（消費税含む）の0.5/1000以上 ただし、建設業退職金共済については請負額が500万円以上の場合とする。 ※1 他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。 ※2 契約変更により工事価格が上昇した場合は不足分を追加購入すること。	3 アスベスト含有仕上塗材の除去	アスベスト含有箇所・吹付け材・下地調整材（吹付け上）・下地調整材（ローラー仕上）吹付け材、下地調整材（吹付け上）はアスベスト含有吹付け材、下地調整材（ローラー仕上）はアスベスト含有成形板として扱う。 除去の範囲 ・全面除去 ・壁外壁修繕等作業箇所のみ除去 ・図示による 外壁修繕等作業は足場アングラ設置、コア抜き、塊壁及び配管、配線器具類の固定等軽微な作業を示す。 除去工法 吹付け材、下地調整材（吹付け上）の除去 ・集じん装置付高圧水洗工法 ・集じん装置付超高圧水洗工法 ・超音波ケレン工法 ・剥離材併用高圧水洗工法 ・剥離材併用超高圧水洗工法 ・剥離材併用手工具ケレン工法 ・剥離材併用超音波ケレン工法 ・真鍮塗面付ディスクグラインダーケレン工法 上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。 下地調整材（ローラー仕上）の除去工法についてはレベル3の除去工法と同等とする。 除去工法の試験施工 ・行方 ・行わない 作業場の隔離及び養生 ※「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による ・隔離養生不要 ・その他（ ） 官公署等への届出 労働安全衛生法に基づく届出 ・行方 ・行わない 石綿障害予防規則に基づく届出 ・行方 ・行わない 大気汚染防止法に基づく届出 ・行方 ・行わない	個人情報の取り扱いに関する事項 この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、下記条文を順守すること。 （基本事項） 第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。 （施工者の義務） 第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。 第2 乙は、この契約による工事において個人情報適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。 （秘密の保持） 第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。 第2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。 第3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 （適正な管理） 第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 第2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。 第3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。 第4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 （収集の制限） 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 （再提供の禁止） 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。 第2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 第3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。 （複写、複製の禁止） 第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。 （持ち出しの禁止） 第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9項において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。 第2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。 第3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。 （資料等の返還） 第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。 第2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。 (1) 紙媒体 シュレッターによる裁断 (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破壊 乙は、第6項の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。 第4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。 （研修・教育の実施） 第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。 （罰則等の周知） 第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。 （苦情の処理） 第12 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 （事故発生時における報告） 第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 （契約解除及び損害賠償） 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。
31 工事実績情報の登録	工事請負代金額500万円以上の工事は、工事実績情報（CORINS）の登録手続きを行うこと。	7 特記事項	労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針（建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針）を遵守すること。 ・アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。	
32 施工体制台帳の提出	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、施工体制台帳の写しを提出のこと。下請契約締結日より、10日以内に提出すること。変更時も同様とする。 なお、営繕業者についても記載すべき下請負人の範囲に含むものとする。	4 アスベスト含有保温材等の除去	アスベスト含有成形板の有無 ・有 ・無 除去仕上塗材（ ）含有場所（ ） 作業場の隔離 ・行方 ・行わない 埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処理許可を受けた溶融施設において溶融 又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う	
33 監督職員事務所	・設けない ・設ける	5 アスベスト含有成形板の除去	アスベスト含有成形板の有無 ・有 ・無 除去成形板（ ）含有場所（ ） 作業場の隔離 ・行方 ・行わない 処分方法 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設 ・認定を受けた無害化処理施設	
34 完成時の提出図書	監督職員の指示により下記のものを出する。 ○ 工事完成図（竣工図（修繕工事の設計図）+施工図） ○ 完成図 C A Dデータ P D Fデータ（C D-R） ○ 完成図（A4版に製本したもの） ○ 完成図（原図サイズで機械設備図と併せて二つ折り製本したもの、3部） ○ 安全に関する資料等 2部 ○ 工事写真（紙、C D-R）	6 アスベスト含有配管接続部シール材の除去	アスベスト含有シール材の有無 ・有 ・無 除去シール材（ ）含有場所（ ） 作業場の隔離 ・行方 ・行わない 除去工法 濯濯にて除去を行い、適法に処分する事。 処分方法 ・埋立処分 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設 ・認定を受けた無害化処理施設	
35 発生材の処理	・引渡しを要するもの ○引渡しを要するもの以外 構外搬出適切処理とする。 廃棄物管理票（マニフェスト）確認表を作成し、監督員にA票及びD票もしくはB票の確認を受けるものとする。 ・特別管理産業廃棄物（ P C B使用機器 ） P C B使用機器は、関係法令に従い適切に処置する。 ・再使用又は再資源化を図るもの 工事記録は以下のように行うこと。 ○ 工事写真 ・ 工事写真 埋設部、いんべい部、施工工程、材料等完成写真 ※撮影用具にデジタルカメラを用い、サービスサイズ程度の大きさでA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 国土交通省大臣官房官庁庁舎部監修「工事写真の撮り方 建築設備編」 ○ 工事日報、納品伝票 工事日報、納品伝票等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。	7 特記事項	本工事に配置管理させる者（有資格者） ・特定化学物質等作業主任者（H18.3.31以前の講習修了者） 又は石綿作業主任者（H18.4.1以降の講習修了者）	
37 鋼製電線管	特記なき鋼製電線管（19.25...75）の表示は全て薄鋼電線管とする。 但し、屋内箇所においては、表示されているものと同一外形のねじなし電線管（E19、E25...E75）を使用してもよい。			
38 呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。			
39 再使用機器	取り外し再使用機器は、清掃及び絶縁測定のうち、取り付ける。ただし、絶縁劣化等使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。			
40 タンブラスイッチ	タンブラスイッチは、図面に特記なき場合は、ネーム付とする。			
41 配線器具等	配線器具（スイッチ、コト他）の現場納り等による仕様、数量については監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。			
42 機器仕様	使用機器の製造者選定による若干の仕様の変遷は、監督職員の承諾を得れば、可とする。			
43 合成樹脂管配線	合成樹脂製可とう電線管及び付属品は、P F管（単層管）の波付管以上を使用する。			
44 位置ボックス	位置ボックスは大角型とし、金属製には接地を施す。			
45 最上階の埋込配管	最上階の天井スラブへの埋込配管は、原則として避けるものとする。			
46 既設との取合い	本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改造は、本工事とする。			
47 自家発電設備の配管工事等	原動機、発電機と付属各機器間の燃料油、冷却水などの配管、制御用配線等は、監督員の承諾を受けて図面と多少相違してもさしつかえない。			
48 地中配線の埋設深さ等	埋設深さは原則0.6m以上とし、それにより難しい場合は監督職員と協議し決定すること。 地中配管に埋設標識シート（2倍）を ・設ける ・設けない			
49 施工条件	電気設備の改修等のため、在来設備を一時停止させる必要がある場合は、予めその時期、停止の範囲及び工法等を施設管理者などの関係者と打ち合わせ、場合によっては停電計画書等を提出し、承諾を得たうえで作業を行うものとし、施設の運営に支障を来さないよう特に注意する。 1. 施工可能日 ・土、日曜日、祝日施工有り ・指定なし ・その他（ ） 2. 施工可能時間帯 ・指定有り（ 時～ 時） ・指定なし			
50 地中配線の埋設標	構内線路における埋設標の材質及びその個数は、図面に記載のない場合は次による。 ・鉄製（ 箇所） ・ｺﾝｸﾘｰﾄ製（ 箇所）			
51 資材購入及び下請業者の選定に際しての留意事項	資材購入及び工事の一部を下請業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。			
52 一般照明の照度測定	一般照明の照度測定を行う。照度測定箇所は、監督職員の指示による。			
53 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。			

四日市建築防災設計

三重県四日市市栄町4番1号 TEL: 059(354)-2422 FAX: 059(325)-6624
三重県知事登録 第 1-2070 号 一級建築士事務所
平澤 秀四郎 第 100161 号 一級建築士

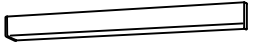
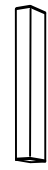

四日市スポーツランド トイレ・倉庫改築工事

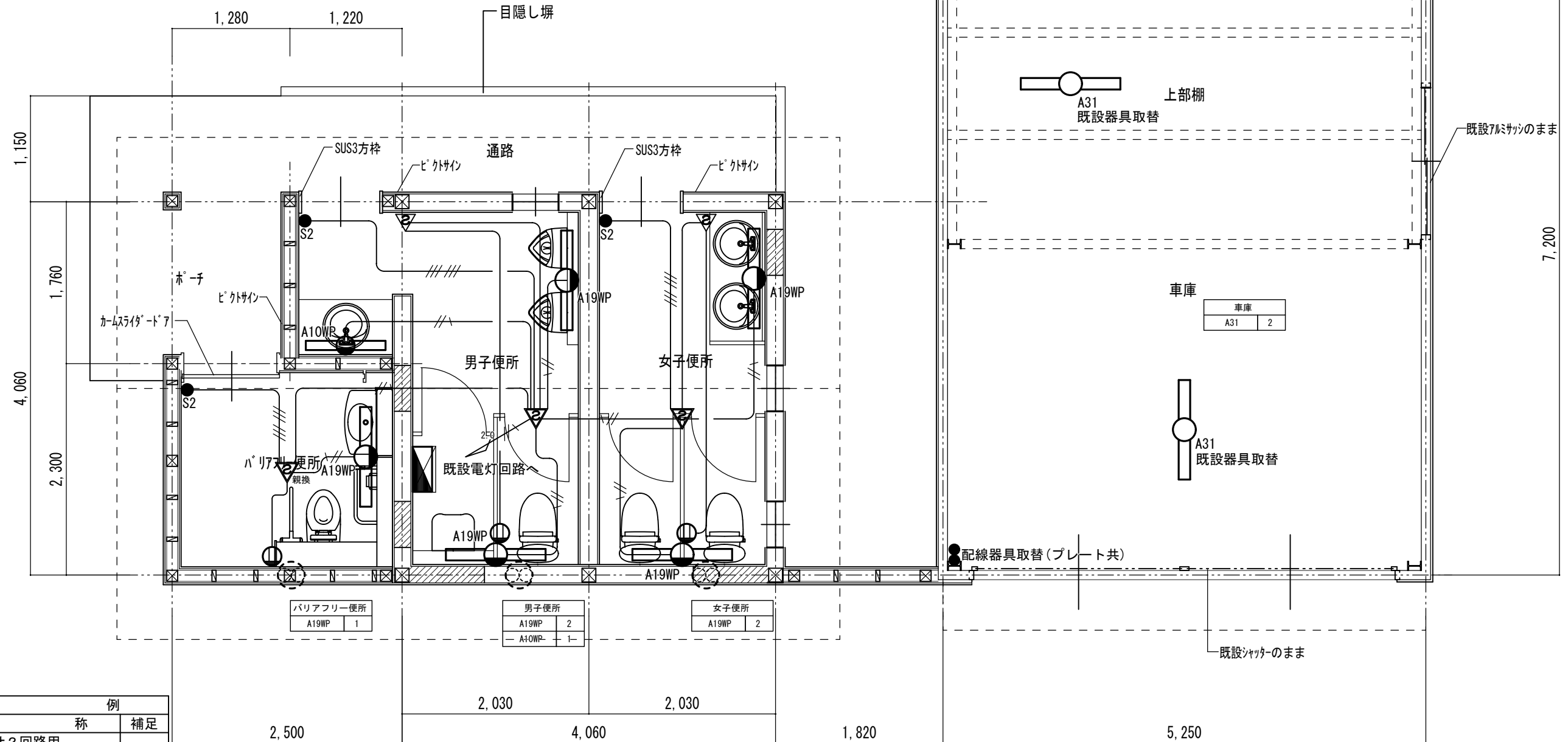
電気特記仕様書 2

A3

2021/10/11


E-02

A19WP	壁直付型	A10WP	壁直付型	A31	天井直付型 (笠付)
LED19.9W 2210lm 5000K		LED10.0W 990lm 5000K		LED31.9W 5200lm 5000K	
					
公共施設型番: LBF3MP/ RP-4-20 相当品		公共施設型番: LBF3MP/ RP-2-06 相当品		参考型番: パナソニック 直付XLX450KENPLE9 相当品	

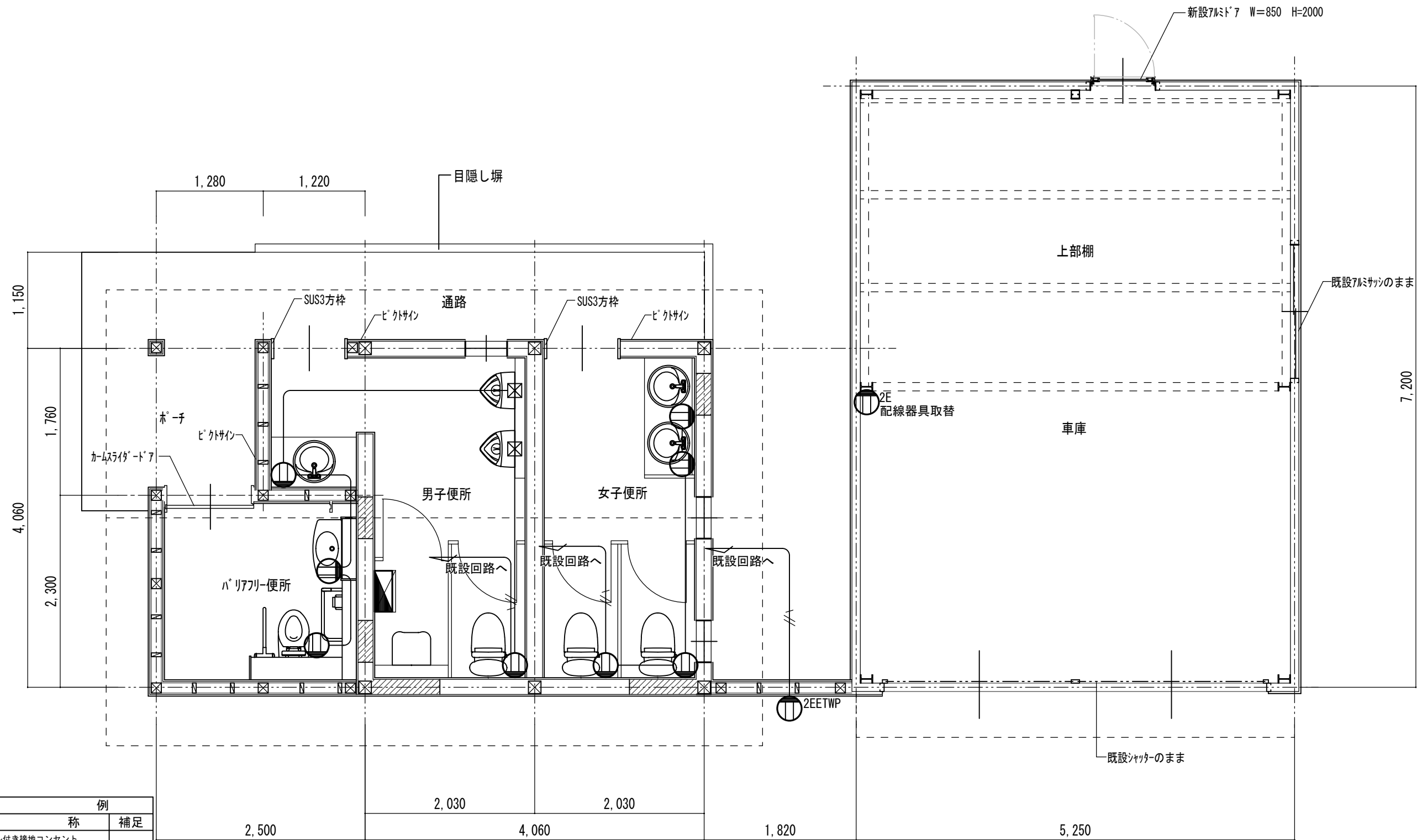


凡	例	
記号	名 称 補足	
● S2	熱線センサ2回路用	
▼ 親機	熱線センサ付自動スイッチ	照明 換気扇
▼	熱線センサ付自動スイッチ (親機)	照明
▼	熱線センサ付自動スイッチ (子機)	換気扇
⊕	1口コンセント	
—	VVF1.6-2C	
—	VVF1.6-3C x 2	
—	VVF1.6-3C (1Cアース)	
—	VVF2.0-3C (1Cアース)	
⊗	換気扇 (機械設備工事)	

改築後平面図 S:1/50

 既設開口部補修

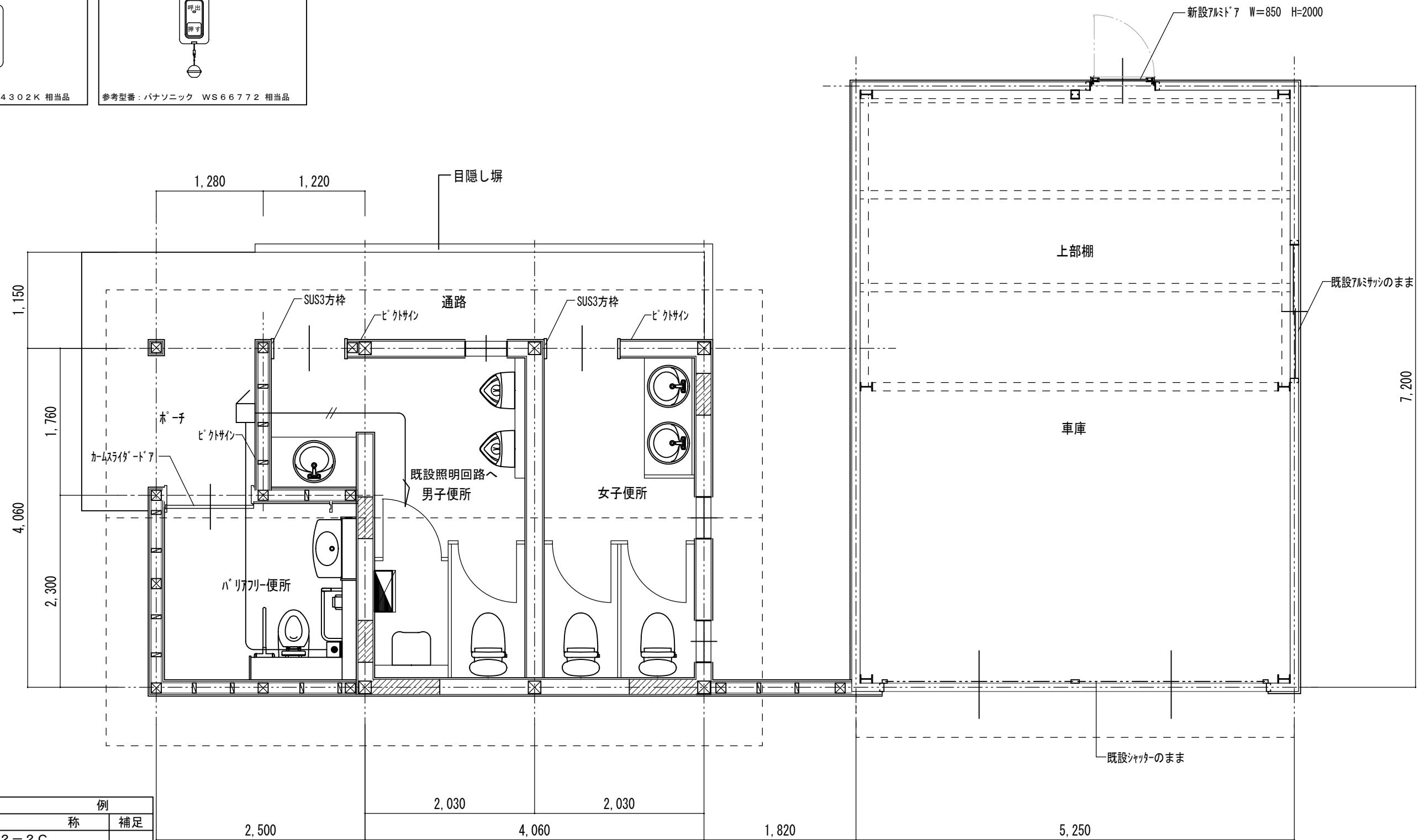
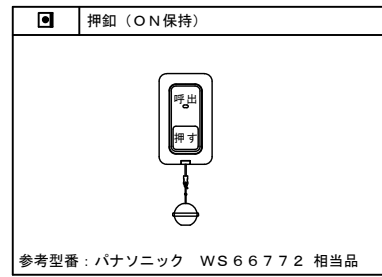
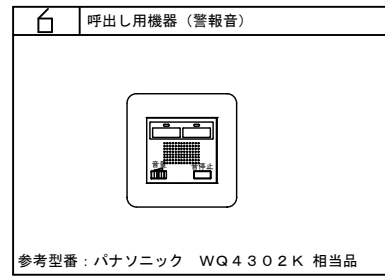
四日市建築防災設計 三重県四日市市栄町4番1号 TEL: 059(354)-2422 FAX: 059(325)-6624 三重県知事登録 第1-2070号 一級建築士事務所 平澤 秀四郎 第100161号 一級建築士	Project 四日市スポーツランド トイレ・倉庫改築工事	Notes	Title 改築後 照明設備図	Scale A3 1/50	Date 2021/08/27	No. E-03
--	-------------------------------	-------	-----------------	---------------	-----------------	----------



凡	例	
記号	名称	補足
⊕	1口アースターミナル付き接地コンセント	
⊕	2口アースターミナル付き接地防水コンセント	
⊕	2口接地コンセント	
—	VVF1.6-3C (1Cアース)	
—	VVF2.0-3C (1Cアース)	

改築後平面図 S:1/50

既設開口部補修



凡	例	
記号	名称	補足
AE1. 2-2C		
VVF1. 6-2C		

改築後平面図 S:1/50

既設開口部補修

四日市建築防災設計

三重県四日市市栄町4番1号 TEL: 059(354)-2422 FAX: 059(325)-6624
 三重県知事登録 第1-2070号 一級建築士事務所
 平澤 秀四郎 第100161号 一級建築士

Project 四日市スポーツランド トイレ・倉庫改築工事

Notes

Title

改築後 トイレ呼び出し設備図

Scale

A3 1/50

Date

2021/08/27

No.

E-05

章	項目	特記事項	項目	特記事項	・アスベスト含有物の取扱い	
1	ガス種別	・都市ガス（供給者名： 発熱量 MJ/m ³ （N）） ・液化石油ガス	1 保険及び保証	・建設工事保険（管理財物担保特約に加入）（保証証の写しを提出） ・請負業者賠償責任保険（保証証の写しを提出） ・保険期間は工事期間を原則とする。（必要に応じて延長するものとする。） 下記の制度について加入すること・加入証明書の写しを提出し ・法定外労災補償制度（加入証明書を提出） ・建設業退職金共済制度（掛金収納書を提出） 共済証紙納入額 請負額の0.5/1000以上 ただし、建設業退職金共済については請負額が500万円以上の場合とする。 ※1 他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。 ※2 契約変更により工事価格が上昇した場合は、不足分を追加購入すること。 工事請負金額500万円以上の工事は、工事実績情報サービス（GORINS）に登録すること。 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、施工体制台帳の写しを提出すること。 下請契約締結日より、10日以内に提出すること。変更時も同様とする。	1 一般事項	労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針（建築物等の解体等の作業での労働者の石綿および高放射に関する技術上の指針）を遵守すること。 ・アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。
2	配管材料	・都市ガス ガス事業者の供給規定による。 ・液化石油ガス (1) 一般：・配管用炭素鋼管（白） (2) 地中：・ポリエチレン管 ・外面被覆鋼管（VL）	2 建設共済等	3 工事実績情報の登録 4 施工体制台帳の提出	2 アスベスト含有建材の処理工事	アスベスト含有吹付け材の封じ込め処理 ・行う ・行わない アスベスト含有吹付け材の囲い込み処理 ・行う ・行わない アスベスト含有建材除去後の仕上げ ・行う ・行わない 施工箇所及び工法 ・図示
3	充てん容器	別途（・50kg ・ ）× 4本	3 工事実績情報の登録 4 施工体制台帳の提出	5 資材購入及び下請業者の選定に際しての留意事項	3 アスベスト含有仕上塗材の除去	アスベスト含有仕上塗材の有無 ・有 ・無 除去仕上塗材（ ）含有場所（ ） アスベスト含有仕上塗材の除去（除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等）については、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。
4	集合装置	標準図（液化石油ガス容器廻り配管要領）による 4本組。	6 監理員事務所 7 工所用電力 ・水 ・その他	6 監理員事務所 7 工所用電力 ・水 ・その他	4 アスベスト含有有価物の取扱い	アスベスト含有有価物の取扱い アスベスト含有有価物の取扱い アスベスト含有有価物の取扱い アスベスト含有有価物の取扱い
5	転倒防止等	標準図（液化石油ガス容器転倒防止施工要領）の（・（a） ・（b））による。	8 産業廃棄物税	8 産業廃棄物税	5 アスベスト含有成形板の除去	アスベスト含有成形板の有無 ・有 ・無 除去成形板（ ）含有場所（ ） 作業場の隔離 ・行う ・行わない 処分方法 ・埋没処分 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処理許可を受けた熔融施設において熔融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う
6	メーター	・親メーター（貸与品）（・直接式 ・パルス式（パルス発信器は ・買取り）） ・子メーター（買取り）（・直接式 ・パルス式）	9 電気保安技術者の適用	9 電気保安技術者の適用	6 アスベスト含有配管接続部シール材の除去	アスベスト含有配管接続部シール材の有無 ・有 ・無 除去シール材（ ）含有場所（ ） 作業場の隔離 ・行う ・行わない 除去工法 埋没にて除去を行い、適法に処分する事。 処分方法 ・埋没処分 ・アスベストの中間処理に適する熔融施設 ・認定を受けた無害化処理施設
7	ガス漏れ警報器	・本工事（図示による。） ・別途工事	10 工事記録	10 工事記録	7 特記事項	本工事に伴う既存の天井及び壁等の軽微な加工改修は本工事とする。 ・垂鉛鉄板 ・紙チューブ ・つば付銅管 ①塩化ビニル管 屋内埋設配管についても、通常の配管支持方法に準じて行う。 機械設備の改修等のため、在来設備を一時停止させる必要がある場合は、予めその時期、停止の範囲及び工法等を施設管理者などの関係者と打ち合わせ、場合によっては停電、断水計画書等を提出し、承諾を得たうえで作業を行うものとし、施設の運営に支障を来さないよう特に注意する。 1. 施工可能日 ・土、日曜日、祝日施工有り ・指定なし ・その他（ ） 2. 施工可能時間帯 ・指定有り（ 時～ 時） ・指定なし
8	漏洩検知装置	・要 ・不要	12 防振吊り金物及び防振支持金物	12 防振吊り金物及び防振支持金物		
9	電気防食	・要 ・不要	13 管溶接部の検査	13 管溶接部の検査		
10	引込負担金等	・要 ・不要	14 錆鉄製弁類	14 錆鉄製弁類		
1	仕様等	別図による。	15 防振継手 16 可換継手 ① 管の防食 ② 保温材	15 防振継手 16 可換継手 ① 管の防食 ② 保温材		
1	仕様等	別図による。	① 完成時の提出図書	① 完成時の提出図書		
2	設備方式	・排水再利用 ・浄化槽 ・厨房除害	12 防振吊り金物及び防振支持金物	12 防振吊り金物及び防振支持金物		
①	撤去内容	① 図示による	13 管溶接部の検査	13 管溶接部の検査		
②	支持金物等	ダクト及び配管等の支持金物・吊りボルト等は本工事にて撤去する。	14 錆鉄製弁類	14 錆鉄製弁類		
3	冷媒（R22類）の回収	冷媒機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は改修標準仕様書による。 (1) 冷媒の回収にあたっては、監督職員に次の書類を提出する。 (ア) 第一種フロン類回収業者登録通知書の写し (イ) フロン類回収証明書	15 防振継手 16 可換継手 ① 管の防食 ② 保温材	15 防振継手 16 可換継手 ① 管の防食 ② 保温材		
④	発生材の処理	・引き渡しを要するものは、金属類（・ 機器 ・ダクト ・配管 ・その他の金物）、（・ ）とする。 ①引き渡しを要するもの以外 構外搬出適切処理とする。 廃棄物管理票（マニフェスト）確認表を作成し、監督員にA票及びD票もしくはB票の確認を受けるものとする。 ・特別管理産業廃棄物（PCB使用機器） PCB使用機器は、関係法令に従い適切に処置する。 ・再使用又は再資源化を図るもの	17 保温材	17 保温材		
①	処理種別及び構造	・合併処理（・ 接触ばっ気方式 ・長時間ばっ気方式） ・ 回転接触方式 2 処理能力 3 本体構造 4 放流水質 5 マンホールふた 6 スラブ負荷重 7 排水方式	18 既設との取合い ① スリール ② 管の支持 23 施工条件	18 既設との取合い ① スリール ② 管の支持 23 施工条件		
8	送風機室	・（ポンプ槽内径 mm、GLよりの深さ m以上 ただし深さが1.2m以上の場合はタラップ付とする。） ・不要（・ 別途工事 ・本工事） ・ 独立設置形（・ 地止式 ・地下式） ・槽と一体形 ・ タールエポキシ樹脂塗料3回塗りをを行う。 ・ 土中埋設の銅管類に準じた防錆処理を行う。	19 既設プロアーを撤去し同等品を設置する。	19 既設プロアーを撤去し同等品を設置する。		

章	項目	特記事項	項目	特記事項	・アスベスト含有物の取扱い	
1	ガス種別	・都市ガス（供給者名： 発熱量 MJ/m ³ （N）） ・液化石油ガス	1 保険及び保証	・建設工事保険（管理財物担保特約に加入）（保証証の写しを提出） ・請負業者賠償責任保険（保証証の写しを提出） ・保険期間は工事期間を原則とする。（必要に応じて延長するものとする。） 下記の制度について加入すること・加入証明書の写しを提出し ・法定外労災補償制度（加入証明書を提出） ・建設業退職金共済制度（掛金収納書を提出） 共済証紙納入額 請負額の0.5/1000以上 ただし、建設業退職金共済については請負額が500万円以上の場合とする。 ※1 他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。 ※2 契約変更により工事価格が上昇した場合は、不足分を追加購入すること。 工事請負金額500万円以上の工事は、工事実績情報サービス（GORINS）に登録すること。 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、施工体制台帳の写しを提出すること。 下請契約締結日より、10日以内に提出すること。変更時も同様とする。	1 一般事項	労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針（建築物等の解体等の作業での労働者の石綿および高放射に関する技術上の指針）を遵守すること。 ・アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。
2	配管材料	・都市ガス ガス事業者の供給規定による。 ・液化石油ガス (1) 一般：・配管用炭素鋼管（白） (2) 地中：・ポリエチレン管 ・外面被覆鋼管（VL）	2 建設共済等	3 工事実績情報の登録 4 施工体制台帳の提出	2 アスベスト含有建材の処理工事	アスベスト含有吹付け材の封じ込め処理 ・行う ・行わない アスベスト含有吹付け材の囲い込み処理 ・行う ・行わない アスベスト含有建材除去後の仕上げ ・行う ・行わない 施工箇所及び工法 ・図示
3	充てん容器	別途（・50kg ・ ）× 4本	3 工事実績情報の登録 4 施工体制台帳の提出	5 資材購入及び下請業者の選定に際しての留意事項	3 アスベスト含有仕上塗材の除去	アスベスト含有仕上塗材の有無 ・有 ・無 除去仕上塗材（ ）含有場所（ ） アスベスト含有仕上塗材の除去（除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等）については、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。
4	集合装置	標準図（液化石油ガス容器廻り配管要領）による 4本組。	6 監理員事務所 7 工所用電力 ・水 ・その他	6 監理員事務所 7 工所用電力 ・水 ・その他	4 アスベスト含有有価物の取扱い	アスベスト含有有価物の取扱い アスベスト含有有価物の取扱い アスベスト含有有価物の取扱い アスベスト含有有価物の取扱い
5	転倒防止等	標準図（液化石油ガス容器転倒防止施工要領）の（・（a） ・（b））による。	8 産業廃棄物税	8 産業廃棄物税	5 アスベスト含有成形板の除去	アスベスト含有成形板の有無 ・有 ・無 除去成形板（ ）含有場所（ ） 作業場の隔離 ・行う ・行わない 処分方法 ・埋没処分 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処理許可を受けた熔融施設において熔融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う
6	メーター	・親メーター（貸与品）（・直接式 ・パルス式（パルス発信器は ・買取り）） ・子メーター（買取り）（・直接式 ・パルス式）	9 電気保安技術者の適用	9 電気保安技術者の適用	6 アスベスト含有配管接続部シール材の除去	アスベスト含有配管接続部シール材の有無 ・有 ・無 除去シール材（ ）含有場所（ ） 作業場の隔離 ・行う ・行わない 除去工法 埋没にて除去を行い、適法に処分する事。 処分方法 ・埋没処分 ・アスベストの中間処理に適する熔融施設 ・認定を受けた無害化処理施設
7	ガス漏れ警報器	・本工事（図示による。） ・別途工事	10 工事記録	10 工事記録	7 特記事項	本工事に伴う既存の天井及び壁等の軽微な加工改修は本工事とする。 ・垂鉛鉄板 ・紙チューブ ・つば付銅管 ①塩化ビニル管 屋内埋設配管についても、通常の配管支持方法に準じて行う。 機械設備の改修等のため、在来設備を一時停止させる必要がある場合は、予めその時期、停止の範囲及び工法等を施設管理者などの関係者と打ち合わせ、場合によっては停電、断水計画書等を提出し、承諾を得たうえで作業を行うものとし、施設の運営に支障を来さないよう特に注意する。 1. 施工可能日 ・土、日曜日、祝日施工有り ・指定なし ・その他（ ） 2. 施工可能時間帯 ・指定有り（ 時～ 時） ・指定なし
8	漏洩検知装置	・要 ・不要	12 防振吊り金物及び防振支持金物	12 防振吊り金物及び防振支持金物		
9	電気防食	・要 ・不要	13 管溶接部の検査	13 管溶接部の検査		
10	引込負担金等	・要 ・不要	14 錆鉄製弁類	14 錆鉄製弁類		
1	仕様等	別図による。	15 防振継手 16 可換継手 ① 管の防食 ② 保温材	15 防振継手 16 可換継手 ① 管の防食 ② 保温材		
1	仕様等	別図による。	① 完成時の提出図書	① 完成時の提出図書		
2	設備方式	・排水再利用 ・浄化槽 ・厨房除害	12 防振吊り金物及び防振支持金物	12 防振吊り金物及び防振支持金物		
①	撤去内容	① 図示による	13 管溶接部の検査	13 管溶接部の検査		
②	支持金物等	ダクト及び配管等の支持金物・吊りボルト等は本工事にて撤去する。	14 錆鉄製弁類	14 錆鉄製弁類		
3	冷媒（R22類）の回収	冷媒機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は改修標準仕様書による。 (1) 冷媒の回収にあたっては、監督職員に次の書類を提出する。 (ア) 第一種フロン類回収業者登録通知書の写し (イ) フロン類回収証明書	15 防振継手 16 可換継手 ① 管の防食 ② 保温材	15 防振継手 16 可換継手 ① 管の防食 ② 保温材		
④	発生材の処理	・引き渡しを要するものは、金属類（・ 機器 ・ダクト ・配管 ・その他の金物）、（・ ）とする。 ①引き渡しを要するもの以外 構外搬出適切処理とする。 廃棄物管理票（マニフェスト）確認表を作成し、監督員にA票及びD票もしくはB票の確認を受けるものとする。 ・特別管理産業廃棄物（PCB使用機器） PCB使用機器は、関係法令に従い適切に処置する。 ・再使用又は再資源化を図るもの	17 保温材	17 保温材		
①	処理種別及び構造	・合併処理（・ 接触ばっ気方式 ・長時間ばっ気方式） ・ 回転接触方式 2 処理能力 3 本体構造 4 放流水質 5 マンホールふた 6 スラブ負荷重 7 排水方式	18 既設との取合い ① スリール ② 管の支持 23 施工条件	18 既設との取合い ① スリール ② 管の支持 23 施工条件		
8	送風機室	・（ポンプ槽内径 mm、GLよりの深さ m以上 ただし深さが1.2m以上の場合はタラップ付とする。） ・不要（・ 別途工事 ・本工事） ・ 独立設置形（・ 地止式 ・地下式） ・槽と一体形 ・ タールエポキシ樹脂塗料3回塗りをを行う。 ・ 土中埋設の銅管類に準じた防錆処理を行う。	19 既設プロアーを撤去し同等品を設置する。	19 既設プロアーを撤去し同等品を設置する。		

Title	Scale	Date	No.
機械特記仕様書 2	A3	2021/10/11	M-02

既設衛生器具表(撤去品)

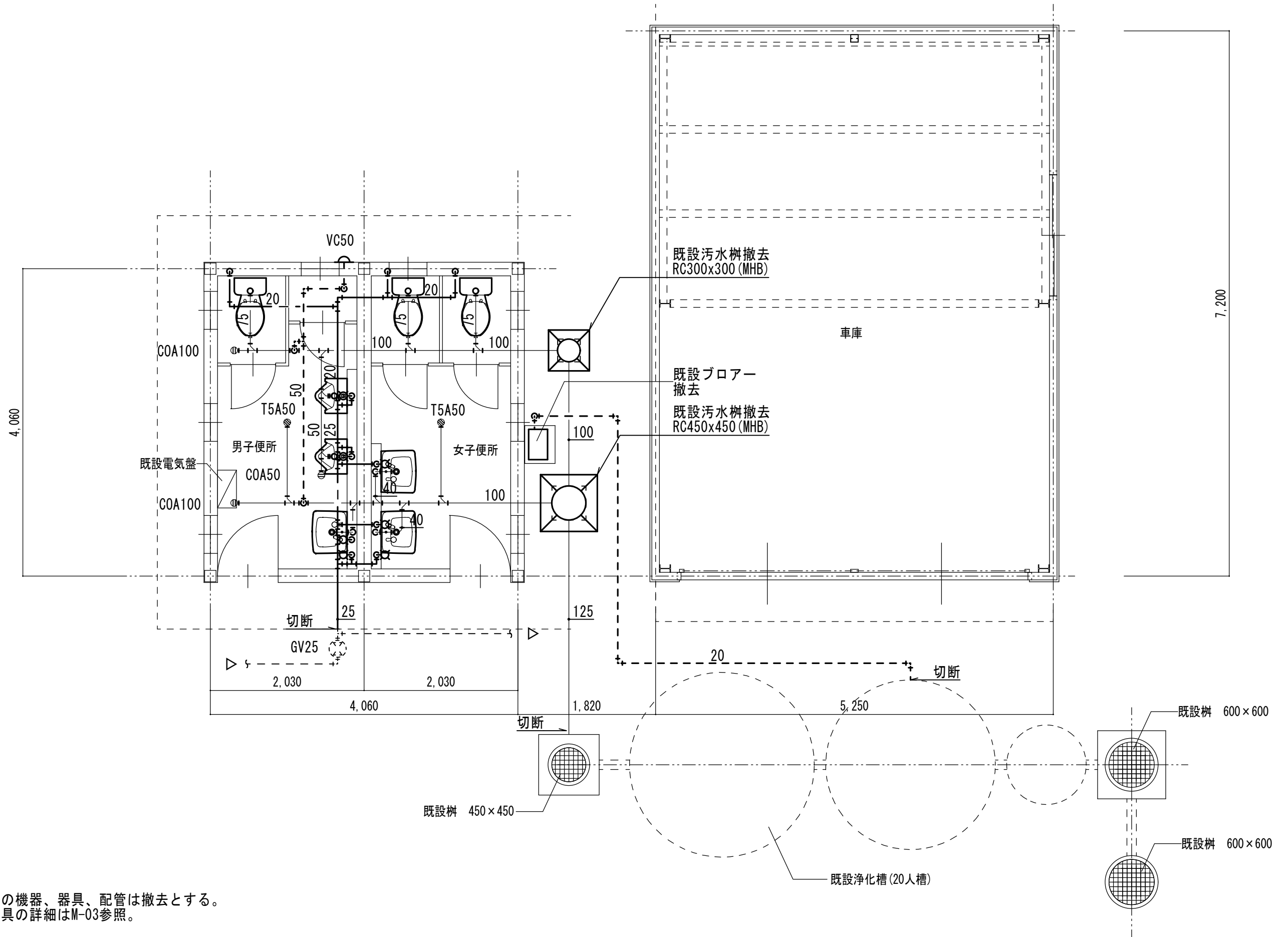
名称	品番・付属品等	数
洋風便器	ロータンク, 紙巻器, 他一式	3
小便器		2
洗面器	単水栓, Pトラップ, 水石 鹼入れ, 他一式	3
化粧鏡	(365x455)	3
横水栓		2
ブローア	SD-120(東浜工業)120Lit/min x 20A x 150W(1φ100V)	1

衛生器具表(改修後)

名称	品番・付属品等	数
洋風便器	CFS498BC(掃除口付フラッシュタンク式大便器, TCF291J(蓋なし普通便座), 他必要品一式	3
二連紙巻器	YH702, 他必要品一式	3
小便器	UFS910JS, 他必要品一式	2
多機能トイレパック	UADAK01L1D1ANN1WA車いす対応セット、洗面器付, TCF5840AUPS(洗浄便座), 他必要品一式	1
はめ込み洗面器	L525RCU, TLE26501J(発電式自動水栓), S止水栓, Sトラップ, 他必要品一式	3
同上カウンター	ML60C(オニックスシリーズ相当)≒1500L, ブラケット(x3), 他必要品一式	1
同上カウンター	ML60C(オニックスシリーズ相当)≒1010L, ブラケット(x2), 他必要品一式	1
化粧鏡	YM4550AE(450x600)盗難防止型, 他必要品一式	3
化粧鏡	YM6090A(600x900), 他必要品一式	1
掃除流し	SK22A, T23AE20C(横水栓), T37SGEP(トラップ), TN114, T9R, TH403G, 他必要品一式	1
ブローア	120Lit/min (≦150Wx1φ100V)	1
[注記] 取付の下地補強は本工事とする。 機器・器具は色・数量とも現場監理者に再確認のこと。		

換気機器表(改修後)

記号	名称 参考型番	仕様	電源(60Hz)			台数	備考
			相 (φ)	電圧 (V)	消費電力 (W)		
F-1	パイプファン	150φ x 120m ³ /h x 5Pa	1	100	3.6	2	
	V-12P7(三菱電機)	付属品: SUS深型パイプフード(ガラリ付き)					
F-2	パイプファン	100φ x 70m ³ /h x 5Pa	1	100	2	1	
	V-08P7(三菱電機)	付属品: SUS深型パイプフード(ガラリ付き)					

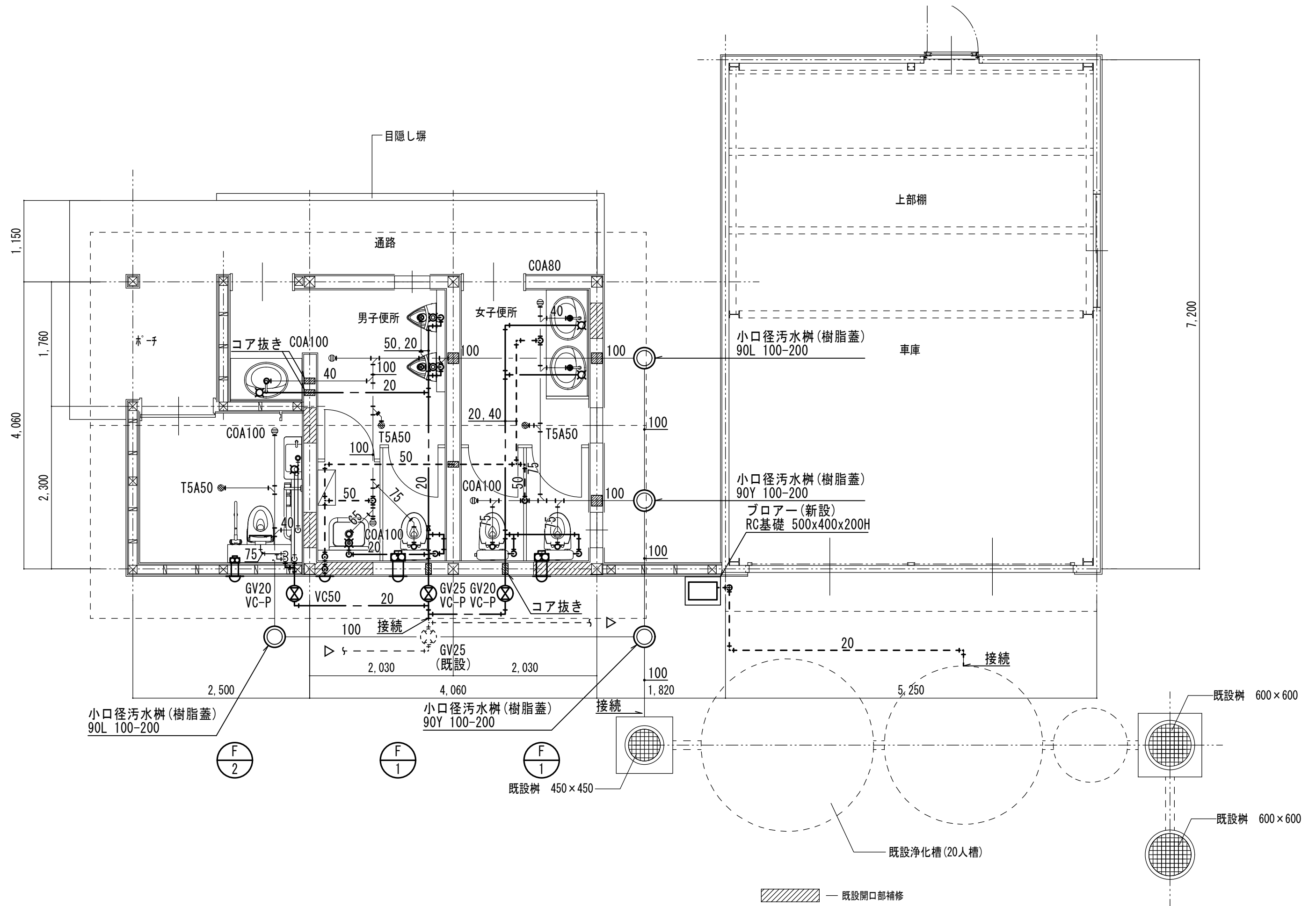


【注記】

- ・ 図中、太実線の機器、器具、配管は撤去とする。
- ・ 撤去機器、器具の詳細はM-03参照。

現況平面図 S:1/50

Project	Notes	Title	Scale	Date	No.
四日市建築防災設計 三重県四日市市栄町4番1号 TEL: 059(354)-2422 FAX: 059(325)-6624 三重県知事登録 第1-2070号 一級建築士事務所 平澤 秀四郎 第100161号 一級建築士	四日市スポーツランド トイレ・倉庫改築工事	現況平面図 機械設備工事	A3 1/50	2021/10/11	M-04



改築後平面図 S:1/50

<p>四日市建築防災設計 三重県四日市市栄町4番1号 TEL: 059(354)-2422 FAX: 059(325)-6624 三重県知事登録 第1-2070号 一級建築士事務所 平澤 秀四郎 第100161号 一級建築士</p>	<p>Project 四日市スポーツランド トイレ・倉庫改築工事</p>	<p>Notes</p>	<p>Title 改築後平面図 機械設備工事</p>	<p>Scale A3 1/50</p>	<p>Date 2021/10/11 No. M-05</p>
---	--------------------------------------	--------------	----------------------------	----------------------	---------------------------------